

日常生活における様々な悩み事や困り事をお気軽にご相談ください！

全国一斉！

無料

法務局休日相談所

を開設します！

日時

平成30年**10月7日(日)**

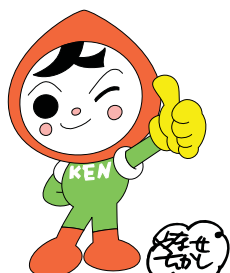
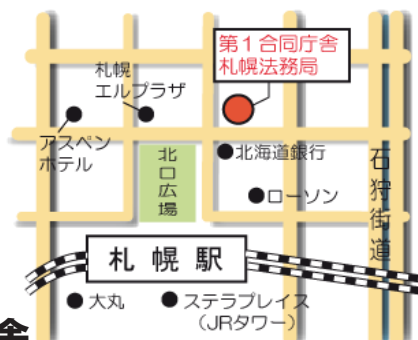
午前10時～午後4時

場所

札幌法務局 2階特設会場

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

※ 駐車場は利用できません。公共交通機関をご利用ください。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

- ◆相続に関する相談
- ◆遺言や定款などの公正証書の作成
- ◆土地建物・会社法人の登記
- ◆隣地との境界問題
- ◆いじめ・DV・パワハラなどの人権問題
- ◆戸籍・国籍・供託・成年後見に関する相談
- ◆相続税・贈与税に関する一般的な相談
- ◆一般法律相談

・・・などの日々の悩みごとや困りごとについて

相談無料

法務局職員

司法書士

土地家屋調査士

公証人

秘密厳守

国税局職員

弁護士

人権擁護委員

が、お答えします！！

【女性の司法書士・人権擁護委員が相談に応じる女性の相談者専用ブースを設置】

予約制

※ 予約の受付は、平日の午前9時から午後5時まで。
電話でご予約ください。

【予約先・お問合せ先】

札幌法務局 民事行政調査官室

TEL 011-709-2311 (内線 2153)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

主催

札幌法務局

共催

札幌司法書士会 札幌公証人会 法テラス札幌 札幌弁護士会
札幌土地家屋調査士会 札幌人権擁護委員連合会 札幌国税局

未来につなぐ 相続登記

近年、相続された不動産（土地・建物）について、相続登記がされないケースが増えています。相続登記がされないままになっていることにより、様々な問題が生じることになります。

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!

ご自身の権利を大切にするため、また、次世代の子どもたちのためにも、相続登記をしましょう。

ご存じですか？ 法定相続情報証明制度

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

相続登記や法定相続情報証明制度に関する情報の詳細は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

